

定 款

株式会社 ヴィア・ホールディングス

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ヴィア・ホールディングス と称し、英文では V I A H o l d i n g s , I n c . と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動の支配・管理することを目的とする。

1. 製版、印刷、製本、加工並びにその製品の販売
2. 紙器、製缶、段ボールその他包装用品の印刷並びにその製造販売
3. 書籍、雑誌、教科書及び学術参考書の編集並びにその刊行
4. 家具並びに家具内外装品の販売。
5. 土地の造成、不動産の管理、賃貸、並びにその売買・仲介
6. 土木並びに建築工事の設計、施工及び監理
7. インターネットを利用したソフトウェアの企画、開発、販売
8. 文房具、事務用品、事務用家具、事務機器、玩具、運道具、ゲーム機、衣料品、及び日用品雑貨の販売
9. 飲食店の経営
10. 切手及びたばこの販売
11. 電子機器（遊戯機器・映像機器・音響機器・通信機器・コンピューター）及びソフトウェアの輸出入、企画、開発、製造、販売及びレンタル
12. 食料品、調理資材の製造及び輸出入並びに卸・小売販売
13. 情報処理サービス及びデータ通信サービス
14. コンピューター・システム監査業務のコンサルタント
15. 経営コンサルタント
16. 飲食店フランチャイズチェーンシステムの研究開発業務
17. 飲食店フランチャイズチェーンの海外展開に対する市場調査、及び経営指導等のコンサルティング
18. 飲食店フランチャイズシステムの運営及び加盟店指導
19. 飲食店フランチャイズシステム加盟店の建物、設備等の意匠監理及び指導
20. 飲食店、飲食店フランチャイズシステムに関するコンサルティング
21. 建築資材及び土木建築用資材の販売
22. 電気工事、通信設備工事、配管工事業
23. ビルメンテナンス業
24. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
25. 乳製品、酒類、食品、及び清涼飲料水の卸・小売業
26. 弁当・惣菜類の製造販売
27. 菓子、アイスクリーム、麺類の製造販売

- 28. 農畜産物、水産物、及びその加工品の輸入及び販売
- 29. 冷凍品の輸入及び販売
- 30. 医薬品、医薬部外品、化粧品の販売
- 31. 土産品店の経営
- 32. 次の物品に関する売買及び輸出入
 - (イ) 電子部品
 - (ロ) 医療用機械器具
 - (ハ) 美術工芸品及び日用雑貨
- 33. 遊技場の経営
- 34. 金銭貸付業
- 35. 電子書籍の製作及びその販売
- 36. インターネット及び携帯電話機等の移動体通信機器を利用した各種情報サービスの企画、製作、販売、運営、コンサルティング
- 37. 広告代理店業
- 38. 印刷機器、製本機器、加工機器の輸出入及びその販売
- 39. 印刷関連資材、原材料、機械周辺設備の輸出入及びその販売
- 40. 音楽、デジタルコンテンツの企画、製造及び販売
- 41. 著作権の管理・貸与業及び利用の契約に関する仲介
- 42. 通信販売業務
- 43. グラフィックデザイン並びにデータ制作、販売
- 44. スポーツクラブの経営
- 45. スポーツクラブフランチャイズチェーンの運営及びコンサルティング
- 46. 健康食品の仕入・販売
- 47. 建物の清掃、消毒、害虫の駆除（防除）並びに保守管理
- 48. 建物の給排水、衛生設備、昇降設備、冷暖房設備、電気工作物並びにその他機械設備の保守、管理、清掃業務並びにその仲介
- 49. 一般廃棄物及び産業廃棄物の回収業務並びにその仲介
- 50. 建物の内装、外装工事、電気工事、塗装工事等の施工並びにその仲介
- 51. 建物の消防設備の点検業務並びにその仲介
- 52. 飲食店用什器、備品、包装材の仕入れ販売、輸入販売並びにその仲介
- 53. 古物の売買
- 54. 各種作業衣類の販売及び輸入販売
- 55. 不動産情報提供業
- 56. 賃貸借契約に関する管理並びに契約・更新・解約手続きの代行
- 57. フランチャイズ加盟契約に関する管理並びに契約・更新・解約手続きの代行
- 58. 上記各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当会社は本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第4条 当会社は、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役

3. 監査役会

4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、120,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は120,000,000株、C種優先株式の発行可能種類株式総数は1,500株、D種優先株式の発行可能種類株式総数は4,500株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式の数は、普通株式につき100株とし、C種優先株式につき1株とし、D種優先株式につき1株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

③ 当会社の株式名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 毎決算期現在の株主名簿に記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項のほか必要ある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者をもってその権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第2章の2 C種優先株式

(C種優先配当金)

第11条の2 当会社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剩余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。）に対し、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剩余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剩余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剩余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「C種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剩余金の配当の基準日から当該剩余金の配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剩余金の配当を行うことを要しない。

- ② ある事業年度において、C種優先株主等に対して支払う1株当たりの剩余金の額（以下に定める累積未払C種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払C種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払C種優先配当金（以下「累積未払C種優先配当金」という。）を、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先株主等に対して支払うものとする。
- ③ 当会社は、C種優先株主等に対して、C種優先配当金及び累積未払C種優先配当金の合計額を超えて剩余金の配当は行わない。

（C種期中優先配当金）

第11条の3 当会社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剩余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金額による剩余金の配当（以下「C種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しな

い。

(残余財産の分配)

第11条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

② C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の5 C種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

② C種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.085)^{m+n/365}$$

C種優先株式の発行日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1 + 0.085)」の指数を表す。ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.085)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、C種優先株式の発行日以降に支払われたC種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1 + 0.085)」の指数を表す。ただし、当該事業年度に閏日を含む場

合は「365」を「366」とする。

- ③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、C種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、C種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。C種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。C種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の5に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の7 C種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

- ② 取得と引換えに交付すべき財産

1. 本条に基づき、当会社がC種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、C種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

C種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数

= C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたC種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額

2. 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は206円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下本条においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下本条において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下本条において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当会社は、C種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

=調整前転換価額×（既発行普通株式数+（（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数+交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b) (i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) (i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b) (ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b) (iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b) (iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）

から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b) (iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりC種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c) (ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第25回新株予約権及びD種優先株式の発行を除く。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下本条において「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降こ

れを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各C種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、C種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(議決権)

第11条の8 C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(C種優先株式に係る譲渡制限)

第11条の10 当会社のC種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

第2章の3 D種優先株式

(D種優先配当金)

第11条の11 当会社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）に対し、第11条の20に定める支払順位に従い、D種優先配当金として、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「D種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

② ある事業年度において、D種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払D種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るD種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払D種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払D種優先配当金（以下「累積未払D種優先配当金」という。）を、第11条の20に定める支払順位に従い、D種優先株主等に対して支払うものとする。

③ 当会社は、D種優先株主等に対して、D種優先配当金及び累積未払D種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

(D種期中優先配当金)

第11条の12 当会社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配

当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

（残余財産の分配）

第11条の13 当会社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、D種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額（ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と読み替えて算出される。）を支払う。

② D種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（金銭を対価とする償還請求権）

第11条の14 D種優先株主は、D種優先株式の発行日から8年経過後かつC種優先株式の発行済株式（当会社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったD種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

② D種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式によって算定される基本償還価額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

（基本償還価額算式）

基本償還価額 = 1,000,000円 + 累積未払D種優先配当金 + 経過優先配当金相当額

「累積未払D種優先配当金」とは、償還請求日における累積未払D種優先配当金の額とする。

「経過優先配当金相当額」とは、償還請求日において、償還請求日の属する事業年度の初日（ただし、償還請求日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間の実日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366）で除して得られる額をいう。ただし、償還請求日の前日までに、当該事業年度中の日を

基準日としてD種優先株主又はD種優先株式登録質権者に対し剰余金の配当を行ったときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

- ③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、D種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の15 当会社は、C種優先株式の発行済株式（当会社が有するものを除く。）が存しないときに限り、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、D種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。D種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。D種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の14に定める基本償還価額相当額（ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と読み替えて算出される。）とする。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の16 D種優先株主は、D種優先株式の発行日から1年経過後いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

② 取得と引換えに交付すべき財産

1. 本条に基づき、当会社がD種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

D種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数
= D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の数×第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額（ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出される。）÷転換価額

2. 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は206円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下本条においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下本条において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が、当初転換価額の150%（以下本条において「上限転換価額」という。）を上回るときは、修正後転換価額は上限転換価額とし、当初転換価額の75%（以下本条において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合

には、上限転換価額及び下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当会社は、D種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

=調整前転換価額×（既発行普通株式数+（（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数+交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりD種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付

した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第25回新株予約権及びC種優先株式の発行を除く。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下本条において「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算

出し、その小数第2位を切り捨てる。

- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各D種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、D種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(議決権)

第11条の17 D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

第11条の18 法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。D種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

(D種優先株式に係る譲渡制限)

第11条の19 当会社のD種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

第2章の4 優先順位

(優先順位)

第11条の20 C種優先株式の優先配当金、D種優先株式の優先配当金、累積未払C種優先配当金、累積未払D種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登

録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剩余金の配当の支払順位は、累積未払C種優先配当金を第1順位、C種優先株式の優先配当金を第2順位、累積未払D種優先配当金を第3順位、D種優先株式の優先配当金を第4順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剩余金の配当を第5順位とする。

- ② C種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、C種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、D種優先株式に係る残余財産の分配を第2順位、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- ③ 当会社が剩余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剩余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株主総会

（招集）

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（総会決議の方法）

第13条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めのないときは出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれをを行う。

- ② 会社法第206条の2第5項及び第244条の2第6項の定めによる決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

（議決権の代理行使）

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（招集権者及び議長）

第15条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である

- 情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の議事録)

第17条 株主総会の議事録には議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名捺印又は電子署名の上これを会社に保存する。

(種類株主総会への準用)

第17条の2 本章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。

第4章 取締役

(取締役の選任)

第18条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
- ③ 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は12名以内とする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

第5章 取締役会

(取締役会の議長)

第21条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席してその過半数をもって行う。

- ② 前項の規定に係わらず、当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。

- ② 前項の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日より2日前までに、

その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(顧問及び相談役)

第25条 当会社は取締役会の決議で顧問又は相談役を置くことができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- ③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第8章 計算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を支払う。

- ② 前項のほか、当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- ③ 前二項のほか、当会社は、基準日を定めて、株主総会の決議によって当該基準日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期中配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 期末配当金、中間配当金及び期中配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

以上

【 変更履歴 】

原本 昭和 23 年 2 月 26 日

省略

変更 昭和 50 年 5 月 31 日

昭和 57 年 6 月 29 日

昭和 60 年 6 月 28 日

平成 元年 6 月 29 日

平成 3 年 6 月 27 日

平成 7 年 6 月 29 日

平成 9 年 6 月 27 日

平成 10 年 6 月 26 日

平成 11 年 7 月 1 日

平成 13 年 6 月 28 日

平成 14 年 6 月 27 日

平成 15 年 6 月 27 日

平成 17 年 4 月 1 日

平成 17 年 6 月 29 日

平成 18 年 2 月 1 日

平成 18 年 6 月 29 日

平成 19 年 6 月 28 日

平成 20 年 6 月 27 日

平成 21 年 6 月 26 日

平成 22 年 6 月 25 日

平成 23 年 6 月 29 日

平成 25 年 6 月 27 日

平成 26 年 3 月 28 日

平成 26 年 6 月 27 日

平成 27 年 6 月 26 日

平成 28 年 6 月 29 日

平成 29 年 6 月 29 日

2019 年 6 月 27 日

2021 年 4 月 28 日

2022 年 6 月 29 日